

# 定 款

公益社団法人 大阪府剣道連盟

# 公益社団法人大阪府剣道連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪府剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国の伝統と文化に培われた剣道（居合道、杖道を含む。以下同じ。）を大阪府下において正しく継承し、府民への剣道の普及振興を図り、もって府民の健全な心身の育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 剣道に関する調査、研究及び指導
- (2) 講習会の開催及び指導者の育成
- (3) 各種大会の開催
- (4) 府外剣道大会等への役員、選手及び受講者等の派遣
- (5) 称号及び段級位の審査並びに段級位の授与
- (6) 功労者の表彰
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は大阪府下において行うものとする。

## 第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した19歳以上の個人
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した19歳未満の個人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労があった者で社員総会の決議をもって推薦された者
- (4) 有功会員 この法人に功労のあった80歳以上の者で理事会の承認を得た者
- (5) 賛助会員 この法人の事業を援助する目的をもって入会した個人又は団体

2 この法人の社員は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行うものとし、代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有し、理事又は理事会は代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に一度3月に実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を

提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合においては、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員の選挙をすることができる。この場合における補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項もあわせて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

（会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の正会員、準会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員及び賛助会員になった時並びに毎年、社員総会において別に定める額（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 納入された会費等は、退会しても返還しないものとする。

3 名誉会員及び有功会員は、会費等を納めることを要しない。

（任意退会）

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合、当該会員に対し社員総会の1週間前までにその旨を通知し、社員総会の席上で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故のあるときは副会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故のあるときは副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (書面による議決権の行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その社員は、前条の規定の適用について、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 社員総会においては、出席した社員の中から議事録署名人2名を選任する。
- 3 議長及び議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

#### 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事18名以上28名以内
  - (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長、1名を専務理事、5名以上8名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任し、理事会の決議によって理事の中から会長、副会長、専務理事及び常任理事を選定する。

- 2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
  - 3 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- (理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより会長とともにこの法人を代表する。ただし、その職務は会長を補佐することとし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長を代行する。
- 4 専務理事及び常任理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を防げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。

## 第 6 章 特別役員

(特別役員)

第 27 条 この法人に任意の機関である特別役員として、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人の重要事項につき、会長の諮問に応える。

3 顧問は、この法人の重要事項につき、会長の相談に応じると共に理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

4 相談役及び参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

5 特別役員を選任及び解任は、理事会において決議する。

6 第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに第 26 条の規定は、これを特別役員にも準用する。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(4) 社員総会に付議すべき事項の決定

(5) その他社員総会の決議を要さない事項の決議

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。会長に事故があるときは副会長が招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは副会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会については、代理人による議決権の行使又は書面による議決権の行使は認められない。

3 第 1 項の規定に関わらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 34 条 次の財産は、この法人の基本財産とする。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、その一部を処分するとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類は、定時社員総会に提出し、その内容を報告し、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事、監事及び特別役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

#### 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

#### 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、大阪府において発行する大阪日日新聞に掲載する方法による。

#### 第 11 章 その他

(事務局)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 職員は有給とする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(所有株式（出資）に係る議決権の行使)

第 45 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

#### 第 12 章 補則

(細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

会 長	鏡山 博行
副会長	高橋 敬明
副会長	島野 泰山
副会長	作道 正夫
専務理事	松端 孝元
常任理事	石田 健一
常任理事	石塚 美文
常任理事	岩堀 透
常任理事	米村 幸生
常任理事	田邊 一司
常任理事	松尾 剛男
常任理事	城戸 高史
常任理事	宮坂 昌之
理 事	辻 秀樹
理 事	河村 泰治
理 事	山本 重樹
理 事	小川 庄司
理 事	山畑 阿威磨
理 事	橋本 幸太郎
理 事	那須 信男
理 事	中野 八郎
理 事	松田 茂春
監 事	中 寛和
監 事	山本 茂伸

3 この定款の施行後最初の代議員は、特例民法法人時に行われた直近の代議員選挙において選出された者とする。なお、任期については、従前のおりとする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### 附 則

この定款は、平成25年6月3日から施行する。